

平成 18 年 11 月 14 日

各 位

株式会社りそな銀行

**『いい遺言の日』(11月15日)、『夫婦の遺言週間』(11月15日～22日)  
の新規制定および関連キャンペーン等の展開について**

りそなグループのりそな銀行(社長 野村 正朗)は、ご家族・ご親戚が顔を合わす機会の多い年末年始を前に、夫婦で相続や遺言について考える機会を持っていただくという目的で、11月15日を『いい遺言の日』、11月15日から11月22日(いい夫婦の日)を『夫婦の遺言週間』と決めました。(日本記念日協会認定済)

核家族化や少子高齢化を背景に、親族同士が疎遠になり、相続時に親族間で争いになるケースが増えています。平成17年度の家庭裁判所での相続に関する相談件数は年間10万件、調停件数は、年間1万件を超えています。相続時の争いを避ける最もよい手段の一つが遺言であり、また、遺言までいたらなくとも、事前に相続に関する知識を持つことで、将来の争いを避けることができたケースも多く見受けられます。

司法統計年報より

りそな銀行では、遺言信託の取り扱いで培った経験を広く還元させていただく目的で、従来より、ファイナンシャルプランナーによる無料相続相談会を随時開催しておりますが、今回の『いい遺言の日』『夫婦の遺言週間』制定を機に、さらに多くの方に、遺言や相続に対する興味を持っていただき、将来にわたってご家族・ご親戚が笑顔で集まれる社会が築けるよう、サポートしていきます。

また、『夫婦の遺言週間』に併せて、以下のイベントやキャンペーンを展開し、遺言や相続に関する情報提供を行なっていきます。

**【キャンペーン】**

『夫婦の遺言週間』期間中に、ご予約の上、夫婦で相続相談会、セミナー、イベントに参加された方に

特典①	相続ミニ読本『相続のツボ』をもれなくプレゼント！
特典②	遺言信託 契約時取扱手数料 お1人さま分無料！ (平成19年3月31日までに夫婦同時に遺言信託をご契約いただいた場合)

**【セミナー&イベント】**

\*上記キャンペーンの対象となります。

日時	イベント内容	定員	場所
11月21日(火)18:30～	相続ミニセミナー&映画『午後の遺言状』鑑賞会	先着100名様	文化放送12階メディアプラスホール
11月23日(祝)18:00～	相続ミニセミナー&映画『午後の遺言状』鑑賞会	先着300名様	南大塚ホール
12月1日(金)14:00～	講演会『夫婦のための遺言(仮称)』	先着100名様	文化放送12階メディアプラスホール

●上記、セミナー&イベント、相続相談会の参加お申込みは、0120-43-3704(フリーダイヤル シサン ミナオシ)で受付しています。

以 上